

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅等管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和1年6月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等管理事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 公営住宅に入居しようとする住民の住民票関係情報、地方税関係情報、障がい者関係情報、生活保護関係情報の照会とともに、利用者の連帯保証人の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を照会し、入居者としての審査を行う。また、公営住宅の家賃は毎年度、入居者の収入の申告に基づき定めているため、毎年度、入居者の地方税関係情報を照会し、家賃を決定している。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 八女市は、公営住宅法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入の申告の受理 ・家賃の決定 ・決定した家賃の通知 ・収入超過者の収入の申告の受理 ・収入超過者の家賃の決定 ・決定した収入超過者の家賃の通知 ・公営住宅への入居申請の受理 ・公営住宅への入居者の決定 ・公営住宅への入居申請者への入居決定した旨の通知 ・家賃を決定するための申請の受理 ・家賃の決定 ・決定した家賃の通知 ・家賃又は金銭の減免を求める申請の受理 ・家賃又は金銭を減免する決定 ・家賃又は金銭の減免をする決定の通知 ・敷金の減免を求める申請の受理 ・敷金を減免する決定 ・敷金を減免する決定の通知 ・家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する申請の受理 ・家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定 ・家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定の通知 ・公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの申請の受理 ・公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認 ・公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認の決定の通知 ・公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認の申請の受理 ・公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認 ・公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認の決定の通知 ・公営住宅の明渡しの請求の決定 ・公営住宅の明渡しの請求 ・他の住宅をあっせんする事務 ・公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務 ・公営住宅の入居者の収入の状況についての報告の受理 ・高額所得者から金銭を徴収する事務 ・明渡し期限を延長する事務 ・明渡し期限を延長する決定の通知
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・公住マネージャー住宅管理システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 入居者情報ファイル、2. 保証人情報ファイル、	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の19の項</p> <p>【各手続の根拠】 公営住宅法第16条、第28条、第29条、第30条、第40条、第48条 公営住宅法施行令第1条、第2条、第3条、第8条、第9条、第15条 公営住宅法施行規則第8条、第20条、第21条、第22条、第23条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の31の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設経済部都市計画課、黒木支所、立花支所、上陽支所、星野支所、矢部支所
②所属長の役職名	都市計画課長、黒木支所長、立花支所長、上陽支所長、星野支所長、矢部支所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設経済部都市計画課住宅係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-2577 メールアドレス:toshikeikaku@city.yame.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

